



内閣感染症
危機管理統括庁

資料 1 - 1

市町村行動計画の変更について

市町村行動計画の変更について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。**
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。**

【市町村行動計画に定めるべき事項】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更。これを受けて、現在、各都道府県において行動計画の変更が進められている。その完了（R7年春～夏見込み）以後、市町村行動計画の変更を行う必要がある。**

⇒変更を支援するため、市町村行動計画作成の参考資料として平成25年度に作成した「市町村行動計画作成の手引き」（手引き）を更新し提供。

手引きの内容

1) 市町村行動計画の構成（例）

特措法（第8条）等に基づき最低限盛り込むべき内容を記した市町村行動計画の構成例を提示。

2) 政府行動計画及び政府ガイドラインの市町村に関する内容の抜粋

- ・政府行動計画及び政府ガイドラインの具体的な取組項目のうち「市町村は～」 「地方公共団体は～」などと記載されている項目を抜粋し、政府行動計画の柱に沿って整理。
〔政府行動計画の項目は記載が必要となる内容であり、政府ガイドラインの項目は必ずしも記載する必要はないが、検討が望ましい内容。〕
- ・記述の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを各項目に記載。
（「行〇〇」は政府行動計画上のページ数を、「G〇〇」はガイドライン上のページ数）

3) 「保健所設置市・特別区向け」と「それ以外の市町村向け」の2種類を作成

- ・保健所設置市・特別区向け
政府行動計画及び政府ガイドライン中、「地方公共団体」「都道府県等」「保健所」「地方衛生研究所等」「保健所設置市等」「市町村」及び「消防機関」に関する項目を抜粋。
- ・それ以外の市町村向け
政府行動計画及び政府ガイドライン中、「地方公共団体」「市町村」及び「消防機関」に関する項目を抜粋。

変更完了時期の目途

- 市町村行動計画の変更は、令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させるのを目途とする。

【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

- 検討が本格化する令和7年夏以降、スケジュール及び進捗状況を定期的に照会（3カ月に一度程度を予定）。

都道府県の役割

1. 市町村行動計画の変更への支援

市町村に対し、政府及び都道府県の取組に係る十分な情報提供、助言、質疑対応、スケジュール・進捗状況の確認等を実施。

2. 都道府県独自の対策の市町村への周知

各都道府県独自で行動計画に盛り込んだ対策のうち市町村にも影響するものについては、必要に応じ「手引き」に追記を行う等により市町村へ周知し、市町村行動計画への記載、連携した取り組みを図る。

今後のスケジュール

R6.12.26	手引きの公表、今後の進め方に関し事務連絡発出
R7.1.8	全国都道府県感染症危機管理担当部局長会議
R7.2月～	都道府県行動計画の進捗に係る毎月の照会とあわせて、市町村行動計画に係る都道府県による支援の実施状況に係る照会（月1回）
R7.3月～7月頃	各都道府県において行動計画の変更が完了（見込み）
R7.7月～	各都道府県に対し、県内市町村の行動計画変更のスケジュール及び進捗状況について照会、各都道府県限りで共有（3か月に1回程度）
～R8.7月	市町村行動計画の変更完了

※その他、政府行動計画に記載されている個別の対策項目については、必要に応じて統括庁より情報提供等を行う（例：業務継続計画の作成・変更）

参考：市町村行動計画に係る特措法の規定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。
（略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。